

「第61回スーパーマーケット・トレードショー2027」
くまもとブース設置・運営及び営業戦略支援業務委託企画コンペ実施要領

1 委託業務名

「第61回スーパーマーケット・トレードショー2027」くまもとブース設置・運営及び営業戦略支援業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、県産農林畜水産物の生産者や加工製造業者等に商談の機会を提供し、速やかな販路開拓を図り、売上げ向上につなげるため、「第61回スーパーマーケット・トレードショー2027」において「くまもとブース」を設置するとともに、出展者に対し、県産品の営業ポイントや課題等を整理し、FCP展示会・商談会シート作成や商談術向上にかかる営業戦略支援を実施し出展の際の商談効果を高めることを目的とする。

3 委託業務の内容

大都市圏において県産農林畜水産物等の販路開拓を図るため、「第61回スーパーマーケット・トレードショー2027」に「くまもとブース」を出展するための全ての業務。

(1) 「第61回スーパーマーケット・トレードショー2027」の概要

国内最大の食品スーパーマーケットを中心とする流通業界に最新情報を発信するプロ向けの商談専門展 (<http://www.smts.jp/>)

- ① 日時：令和9年（2027年）2月17日（水）から2月19日（金）まで
- ② 場所：幕張メッセ 全館（千葉市美浜区中瀬2-1）
- ③ 主催：一般社団法人全国スーパーマーケット協会（以下、「主催者」という。）
- ④ 来場者数（前年度）：80,922人

(2) 「くまもとブース」について

県内農林畜水産物等の販路開拓を図るため、熊本県が「第61回スーパーマーケット・トレードショー2027」に設置する商談用ブース。出展者と来場者（流通業者等）との直接面接又はオンライン面談方式による商談の場（販売は行わない。）

① 面積

- ・ 県選定枠 72㎡（8小間）
- ・ 合同出展枠 18㎡（2小間）

計 90㎡（10小間）

② 出展者

- ・ 県選定枠は 16者を選定する。
- ・ 合同出展枠は 4者を選定する。

計 20者

- ③ 熊本県は出展小間の確保及び「くまもとブース」全体の基本造作及び装飾に係る費用について負担し、各出展者は個別の展示台、社名ボード作成代及び営業戦略支援研修受講に係る費用を負担する。

4 委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月18日（木）まで

5 予算額

(1) 予算額

8,000,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）を上限とする。

※ただし、この提示額は提案にあたっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなる。そのため、提示額と契約時の予定価格は必ずしも一致しない。

(2) 対象経費

事業の実施に直接必要となる経費（会場借り上げ費、旅費、通信運搬費、消耗品費、保険料、賃借料、事業実施のための人件費等）とし、備品等財産取得に関わる経費は認めない。

6 企画コンペの対象となる事業者

次の各号を全て満たす者とする。

- (1) 公告日（令和8年（2026年）7月22日）現在、熊本県の物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第512号）により入札参加資格を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。
- (3) 熊本県内に本社、支社又は営業所等を有する法人であること。
- (4) 熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。
- (5) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく更正又は再生手続きを行っていないこと。また手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

7 業務実施スケジュール

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 公告（県HP） | 令和8年（2026年）7月22日（水） |
| (2) 質問書提出期限 | 7月29日（水）17時必着 |
| (3) 企画コンペ参加申込書提出期限 | 8月 5日（水）17時必着 |
| (4) 企画提案書提出期限 | 8月12日（水）17時必着 |

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| (5) 審査会（オンラインでの参加を可とする） | 8月19日（水）午前予定 |
| (6) 審査結果通知 | 速やかに実施 |
| (7) 契約内容協議・契約締結 | 速やかに実施 |
| (8) 委託終了 | 令和9年（2026年）3月18日（木）予定 |

8 質問書の提出

- (1) 提出物 質問書（様式1）
※口頭による質問は受付ない。
- (2) 提出方法 電子メール
- (3) 提出先 熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課 担当 高田
takata-w@pref.kumamoto.lg.jp
※電話で到達を確認すること。（TEL 096-333-2470）
- (4) 受付期間 令和8年7月29日（水）17時まで
※7月29日（水）17時以降の受付については、原則不可とする
- (5) その他 質問の内容と県からの回答については、7月29日以降に質問者を匿名として県のホームページにて公開する。

9 参加申込みの提出

- (1) 提出物：各1部
ア 企画コンペ参加申込書（様式2） 1部
イ 事業者の取組に関する申出書（様式3） 1部
- (2) 提出方法 持参又は郵送
- (3) 提出先 〒862-8570熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課
- (4) 提出期限 令和8年（2026年）8月5日（水）17時必着
(郵送の場合も同様)

10 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
企画提案書は、原則A4紙・左綴じ（縦横いずれでも可、ダブルクリップやクリップで綴じること）とし、次の順で編纂すること。
なお、審査員に対し提案事業者名を伏せた状態で審査を実施するため、添付書類に提案事業者名を記載しないこと。実施体制等に記載する外部関連会社等については、記載可。

番号	項目	様式等
1	表紙 ※正本のみ	様式4
2	実施体制 ① 組織体制 ② 本業務の責任者（所属・職名、氏名、主な業務経歴、その他参考事項） ③ 主な外部関連団体	
3	企画提案内容	

	① 「くまもとブース」設置・運営の内容 ② 営業戦略支援の内容 ③ その他	
4	業務工程表 契約から完了までのスケジュールについて、県との契約締結に向け た協議期間を含め、関係先との協議や調整、支援の実施、実績報告書の作成等、業務の一連の流れが分かるように記入すること。	任意様式 (原則 A 4 サイズ)
5	見積書 ・見積価格は、審査における評価項目の一つであるため、仕様の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳及び積算根拠がわかるように記載すること。(1か月以内に積算したもの) ・消費税及び地方消費税の金額を算出し、上記と併せて合計金額を記載すること	
6	会社概要 ・会社の概要を記入すること ・その他、当事業と類似する過去の事業実施実績があれば添付すること。	

(2) 提出部数 6部(正1部、副5部)

(3) 受付期間 令和8年(2026年)8月12日(水)17時必着
※郵送の場合も期限内の必着に限る

(4) 提出先 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1
熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課

(5) 注意事項

①以下に該当する場合、提出された提案書を無効とする場合がある。

- ・提案書の提出方法、提出先、提出期限が適合しないもの
- ・提案書の様式及び作成要領に示された条件に著しく適合しないもの
- ・企画コンペ参加申込書又は提案書に虚偽の内容が記載されたもの
- ・審査委員又は関係者に提案書に対する協力を直接的又は間接的に求めた場合

②提出された企画提案書の取扱いは、以下による。

- ・提案書は返却しない
- ・提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする
- ・提案書は審査及び説明のために、その写しを作成し使用することができる
- ・提案書は熊本県情報公開条例等に基づき、公開することがある

1.1 審査・選定方法

提案書の内容等について、選考委員による審査会(オンラインでの参加を可とする)を行い、委託候補者を決定する。

(1) 審査員

委託候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、提案書の審査、委託候補者の選考を行

う審査会を置くこととし、審査員は、熊本県職員の中から、業務の関連または業務実績を考慮し、5人を選出する。

(2) 審査及び企画案の選定

①事前提出された提案書の内容について、応募者がプレゼンテーションを行い、以下の表に定める評価の視点等に基づき審査し、最高得点者を本業務に適した委託候補者（以下「委託候補者」という。）として選定する。ただし、参加申込者が5社以上の場合は、提案された提案書を書類審査し、採用しうると判断された者のみを審査会参加の有資格者とする。

なお、事業者の取組に係る評価の基準日は公告日（令和8年（2026年）7月22日）とする。

また、審査については、以下によるものとする。

ア プレゼンテーションは、20分（説明15分、質疑応答5分）で審査を行う。

イ あらかじめ提出された企画提案書のみを使用する。（プレゼンテーション審査時の追加資料類は受理しない。）

【評価の視点】

項目	視点
業務実施体制等 10点	業務に必要な組織体制、人員、技術を有しているか
	実現可能な手法・予算及びスケジュールであるか
提案の的確さと実現性 10点	業務の趣旨、仕様内容を十分に理解しているか
	実施要領に記載した業務委託項目が盛り込まれているか
ブース設置・運営 20点	「食のみやこ熊本県」のイメージ発信が効果的なものとなっているか
	来場者が立ち寄りやすく、商談につながるレイアウトが設計される等、展示や導線設計の工夫がなされているか
営業戦略支援 20点	講師が専門性・経験・実績を備えており、目的達成に資する者が選定されているか
	支援内容が出展者の課題やニーズに合致し、成果につながる具体性・実行可能性を備えているか
工夫・独創性 20点	業務を円滑かつ効果的に推進するための工夫があるか
	商談効果を高めるための有効な方策が提案されているか
経費の妥当性 10点	予算の範囲内において、提案内容と整合性がある経費（積算単価や数量）が適切に見積もられているか
事業者の取組 10点	熊本県ブライト企業の認定を受けているか
	障害者支援施設等から物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）、または協力雇用主登録制度の登録があるか
	事業活動温暖化計画書制度の対象事業者義務及び任意、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認証書の交付実績（当該年度又は前年度）があるか
	熊本県渋滞対策パートナー登録制度、または熊本県SDGs登録制度に登録しているか
	パートナーシップ構築宣言の登録をしているか

① 審査員の持ち点は各100点とし、合計点は100点×5人＝500点とする。

また、最低基準を50点×5人＝250点とし、最低基準を満たす者がいなかった場合は、委託候補者該当なしとし、再度企画コンペ参加業者を公募し、企画を募集する。

- ② 最高得点で、同点の企画が複数出た場合、1位を選定した審査員の多い企画から順に委託候補者、次点者を決定する。さらに同点の場合は、くじ引きにより決定する。
- ③ 審査結果については、提案書を提出した者全員に通知する。
- ④ 参加登録者からの選考理由又は結果に関する問い合わせ、若しくは異議については応じない。
- ⑤ 委託候補者が、6の参加資格に該当しないことが判明した場合又は契約を辞退した場合には、次点者を委託候補者とする。

(3) 審査会の日時及び場所（予定）

- ①日時 令和8年（2026年）8月19日（水）午前中予定
- ②場所 熊本県庁本館 8階 農林水産政策課分室

12 委託契約の締結

県は委託候補者と協議を行い、契約条件を確認のうえ、改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内で委託契約書を締結する。

なお、必要な契約条件に合致しない場合、契約の締結を行わない場合には、次点者と契約の締結について協議する。

13 契約保証金

契約しようとするものは、熊本県会計規則第77条の規定により、契約保証金（契約金額の100分の10以上の金額）を納付しなければならない。

ただし、熊本県会計規則第78条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の納付を免除する。

14 その他

- (1) 企画コンペに係る費用は、一切支払わない。
- (2) 企画コンペ参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式5）を提出すること。
- (3) 本事業の実施については、この要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。